

平成28年度 第6回 安曇野市自治基本条例制定市民会議 会議概要

1	審議会名	第6回 安曇野市自治基本条例制定市民会議
2	日 時	平成28年7月12日 午前10時から正午まで
3	会 場	本庁舎 3階 全員協議会室
4	出席者	木村アドバイザー、田村委員、内川委員、平林委員、内田委員、那須委員、米澤委員、市川委員、丸山委員、今泉委員、大江委員、望月（静）委員、熊井委員、池田委員、太神委員
5	市側出席者	堀内市民生活部長、宮澤地域づくり課長、山田課長補佐兼まちづくり推進係長、金子まちづくり推進係主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	1人 記者 2人
8	会議概要作成年月日	平成28年7月19日

協 議 事 項 等

1	会議の概要	<p>(1) 開会</p> <p>(2) 会長あいさつ</p> <p>(3) 議事</p> <p>①自治基本条例中間報告に対する市民等からの意見並びに条例の項目及び内容（案）について（資料1, 2）</p> <p>②自治基本条例制定市民会議報告書（案）について（資料2）</p> <p>③その他</p> <p>(4) 閉会</p>
2	会議事項概要	<p>(1) 開会</p> <p>【内川副会長】定刻となりましたので、ただ今から、第6回安曇野市自治基本条例制定市民会議を開会いたします。それでは会長よりごあいさつをいただきます。</p> <p>(2) 会長あいさつ</p> <p>【田村会長】おはようございます。これまで皆さんにまとめていただいた中間報告について、市民や市議会からご意見を頂戴しました。これを踏まえ、最終的なまとめの段階となります。本日もよろしくお願ひします。</p> <p>(3) 議題</p> <p>①自治基本条例中間報告に対する市民等からの意見並びに条例の項目及び内容（案）について</p> <p>【田村会長】議題に入ります。説明を事務局よりお願ひします。</p> <p>※事務局より、（資料1）（資料2）に基づき、自治基本条例中間報告に対する市民等からの意見並びに条例の項目及び内容（案）について説明。</p>

**【田村会長】** ありがとうございます。木村アドバイザーより一言お願いします。

**【木村アドバイザー】** 市民よりいただいたご意見の中では、自治基本条例でそういうものを扱うのか、というものも多くあった。これまで市民会議では真摯に議論を進めてきたので、出てきた意見を全て反映させるものではないと思います。大きなところが、市民の定義の仕方、区のことについてご意見が出ています。区については、自治基本条例で細かい内容を全て規定することは市民会議では想定していないという共通の理解だったと思います。あくまでも基本条例なので、これをもとに、3層構造で一つひとつのことが整理され明確になるので、市民会議ではその点を踏まえて議論をしていただきたいと思います。また、誤解がまだあり、自治基本条例とは違う観点で反対をされている方もいます。住民投票と混同されている方もいました。住民投票は住民投票で、市民に含まれるみんなに投票権があるとはしていません。現状何も変わらないということを盛り込んでいるだけなので、その辺はやはり丁寧な説明をしていかないとけません。

**【田村会長】** 事務局より取り入れられるところは取り入れて修正した、という説明でありました。それでは、順を追って、委員よりご意見をお願いします。

**【委員】** 市民の関心が低いということですが、市民の定義については条例、法令で定めがありますが、区は定めがありません。なぜ区への加入が必要か、それは、協働のまちづくりを進めていく上で必要ですと、当然、市民の定義とはずれてきます。その説明が一切なくて、こういう条例の案だと説明をするから、何も知らない方は理解できません。市民の定義と区への加入、これがなぜ必要か、時代背景で自治体の予算が減ってきている、その中で、納税者である市民が決定に加わらなければならない、それは市民の定義の中で扱われる問題です。市民の定義について意見が大変多かったというのは、丁寧な説明がないから理解ができなかったということだと思います。区への加入についてどうするか、まちづくりの会議をどういう構成にするか、について議論をしていけば良いと思います。しかし、本日欠席者が多いのは、大変残念です。

**【田村会長】** ご指摘いただいた点について、ご意見があればお願いします。（意見なし）

**【委員】** 市民の定義について、カッコして「外国人を含む」とありますが、含まれるのは当然で、こうすることで外国人を特別として扱っているように感じてしまいます。意識が高まっていないということなら良いですが、成熟しているならば不要かと思えます。

**【委員】** 実際に市民の声を聞く中で、外国人を含めるのは憲法違反等の意見がありますが、憲法の人権規定の内、「国民は」となっている規定は外国人には適用されませんが、「何人も」となっている規定は外国人にも適用されます。一口に外国人と言っても、その人の背景や抱えている問題等多岐に亘っています。外国人をめぐる現状を踏まえた上での憲法上の解釈を考えることが大切だと思います。この表記の仕方は市民の混乱を招かないように、ということで、私は良いと思います。

**【木村アドバイザー】** 市民会議での合意は、市民が住民票をもつ人だけでなく、広くとっているのは、権利が住民と同様に何でもあるということではなく、市政に意見を言うなど、参画する権利はあるということだったと思います。そのようなことをきちんと説明していくことが必要だと思います。基本的には、昼間にいる人が念頭にあって、その方々を無関係にして良いはずはないということだったと思います。何を考えてこのように定義したのかについては、確認をしておいた方が良くと思います。

**【委員】** ぐるりん講座、第1回に参加しました。グループ討議がありまして、その参加者から、区の組織は農作業と一体で、よそから来た人にはわからないとはっきり言われました。昔からの自治が根付いているところもあります。そこによそから来た人が色々言うことに、不満がある人もいます。こういうこともあって有明地区は特に区への加入率が低い現状があります。条例を定めてからのスタートだと思えます。どういう条例であれば参画しやすいか、という配慮が特に必要かと思えます。

**【田村会長】** 配慮をして運用できるようにした方が良いのではないかというご意見でありました。他にご意見はありますか。(意見なし)次に市民の責務等についてはいかがでしょうか。(意見なし) それでは次に、区についてご意見ををお願いします。

**【委員】** 区長会としては、各区長が加入率を高めようと苦勞し活動してきている中で、区単独の動きでは限度あり、行政にもご支援をいただきたいというところがありました。その支援の形として、どうしたら区民に意識づけができるか、という中で、自治基本条例がありました。ある一定の形を示す中で、区民や未加入者に対して意識が高まるのではないかという期待をしてきました。区に加入することを勧める、ある意味では強制に近い形で示すことを期待していましたが、議論の中で強制はできないというご意見がありました。よく考えればそれも一理あると感じました。なので、強制にとらわれないうまい表現で作っていただきたいと思えます。ある意味では、中間報告会で区について多くの意見が出たことはありがたいことと感じます。区について色々と考えていただいているということだと思えます。後は、各区の活動として、この盛り上がりを上手く利用しつつ、加入活動を徹底していくことが大切だと思えます。色々な意見が出ているとすれば、意識されているということで、現在の報告案で良いと思えます。後は、別の形で問題点を解決していくことが大切であると感じています。

**【田村会長】** 実際に第一線で先頭に立ってリーダーシップを発揮されている区長さんのご意見でありました。力強いお話しでした。他に区についてご意見はありますか。

**【委員】** 表現としては大変妥当なものであると感じました。色々と言えきりがありませんが、きちんとゴールが示してあるのは良いのではないのでしょうか。

**【委員】** 区への加入の内容については、大変わかりやすい表現であるので良いと思えます。区自体が法律や条例で守られた団体ではなく、あくまでも地域住民がお互いに助け合うために始まった組織がそのままつながってきていて、それが今では市と対等のパートナーシップとなっています。できればこの辺を住民の皆さんにご理解をいただいて加入していただきたいと思えます。色々なことが絡み合っているので、永遠の課題ではありますが、区への加入については、個々の区が、それぞれの課題を認識しながら区のあり方を検討し、区に加入しやすい仕組み、横断的な連携の仕組み、今の時代にあった仕組みについてそれぞれの形で進めていく必要があると思えました。

**【木村アドバイザー】** 今後、条文を具体的にしていく時に、市民の定義について、誤解のないように表現を多少工夫していく、ということも今後ありますが、それで良いか確認を取りたいと思えます。

**【田村会長】** 木村アドバイザーからのお話があった点ですが、皆さんよろしいでしょうか。(意見なし) それでは、次に説明責任、多文化共生の点についてご意見ををお願いします。

**【委員】** 多文化共生について、盛り込む内容が2つに分かれています、重複したような文章になっているので、両方を含めてまとめた文章にした方が良いと思えます。

【事務局】確かに重複している部分がありますので、市民会議で認めていただければまとめていきます。

【田村会長】文章の整合性を図りながら、まとめていくという方向でよろしいでしょうか。（意見なし）

【委員】多文化共生について、市民より、「地域のルールに沿った」という文言を入れるように意見がありますが、多文化共生によるお互いの違いを認めることと、外国の社会生活上のルールを認めることは異なると思います。外国のルールを持ちこんで良いということにはなりません。地域のルールがあっても、地域のルールがわからない外国人もいるので、一方的な「地域のルールに沿った」では反発もあると思います。もし誤解を招くようであれば、「日本で生活するルールを守って」とした方が優しくわかりやすい表現になるのではないかと思います。

【委員】盛り込まなくても十分理解できるのではないかと思います。

【委員】説明責任の解説について、「分かりやすく」とありますが、その意味は後に続く「理解できる説明」という表現に含まれます。また、「納得できる説明」とありますが、これも同じです。どちらかを削除して、一方にまとめた方が文章的にはすっきりしているように思います。「納得」や「理解」としてしまうと、堅い文章になってしまうように思います。

【事務局】市民からのご意見があったので入れました。同じような言葉が並んでいるので、ご意見のとおり簡潔にしたいと思います。

【委員】今後、全市民の目に留まることによって、良い方向に進むと思います。今回のこのような内容で良いと思います。

【田村会長】住民投票、その他意見についていかがでしょうか。（意見なし）市民会議としては原案のとおりということでもよろしくお願ひします。全般についていかがでしょうか。

【委員】職員からの意見で、文化活動の項目があっても良いのではないかと、というご意見がありましたが、この辺について市民会議ではどうするか検討が必要ではないでしょうか。

【委員】基本的には自治基本条例から外して、別のこととして進めていくのが適当だと思います。

【委員】多くの市民は知らないですが、安曇野市文化振興計画があります。ここで色々書いてありますので、自治基本条例に盛り込むことは不要と思います。条例と別に、広報活動が必要と思います。

【田村会長】原案通り進めると言うことで良いでしょうか。（意見なし）

【委員】条例はこれでよいと思います。ただよく話題となる政教分離の問題もそうですが、第2章市民の権利及び責務に書かれている意見も区で解決すべきことであり、これを条例で規定することではないと思います。

【委員】各区の課題を論議しても、区長が変わってしまえば進みません。まだ、行政が何でもやってくれるという意識が残っています。切り替えが出来ていません。どういう風に周知して納得してもらおうか、ということについて、その手法ですが、区長に理解してもらい、区民へ徹底していく、という流れしか無いように思います。

【委員】私は区に加入した際に意見を申したら、細かいことは言わないで欲しい、皆で仲良くやりたいと言われました。地域の困りごとを解決するのが区とするならば、大変だが区が課題解決の組織になっていかないといけないと思います。区長は大変だと思いますが、区だけではできないこともあります。まちづくりの会議についてもその組織のあり方について議論が必要だと思います。

【委員】当初より、わかりやすくシンプルに理念型で、という中では、かなり近いものが出来たのではないかと思います。一貫して、子どもたち、障がい者、高齢者なども平等に市政に参画しやすい配慮が必要と申ししてきましたが、理念型の条例が出来上がっていく中で、運用する段階で取り組んでいただきたいと思います。区の問題に関しても、特に福祉の分野については是非、社協と一体としてより効率的に進めていけたらよいと思いました。

【委員】ワークショップからこの条例が出来てきました。これはみんなの知恵で作った素晴らしい条例であると思います。まずは、一人ひとりが意識を高めることが大切です。これを、個々の意識を高めるために、「じゃあ、自分達で何ができるのだろうか」というワークショップに戻すなどの仕掛けが必要かと思いました。この自治基本条例について、地域の中で考えるための学習活動をやりながら、私の出来ることは何だろうか、ということを考えていきたいと思います。私自身の中でも地域の中でも活かしていく道を考えていきたいと思いました。

【委員】現実のところ、どれくらいの方に浸透するのか疑問に思いました。条例が出来た時に、これを読み込む機会を設けていただき、住民に浸透できるような機会をことあるごとに作っていただければありがたいと思います。そうでなければ、条例が生きていけないと思います。

【委員】一回出来たものは必ず崩れていきます。いつでも「作っている」、というエネルギーを注入していかないといけません。そのためにも、どうやって活用していくのか、広めていくのかということと、次、どう安曇野市を変えていくのかということをつないでいってほしいと思います。

【木村アドバイザー】ワークショップ段階から、区の運営、市の運営もそうですが、普通の市民がどう参画していくか、ということが底流に課題としてあります。参画しろと言えば良いのではなく、ごく普通の方が、計画の立案等の各段階にどう参画していくか、という仕組みについてすっきりした解はありません。そこを考えないと、絵に描いた餅になってしまいます。皆さんで考えていただければと思います。引き続き課題です。

## ②自治基本条例制定市民会議報告書（案）について

※事務局より、（資料２）に基づき、自治基本条例制定市民会議報告書（案）について説明。  
8月5日（金）11時より正副会長により市長への報告を行う。

【委員】設置要綱の表を修正していただきたい。

## ③その他

【田村会長】それでは、その他について、事務局よりお願いします。

【事務局】市民会議は市長に報告書をご提出いただいて最終となります。今後、順調にいけば、条文の作成に入り、新たな有識者会議を設けていきます。条文案ができたところで、市民会議の

皆さまにも情報をお伝えしていきます。

**【田村会長】**事務局より説明があったとおり、本日で市民会議は終了となります。皆様、本当にありがとうございました。

(4) 閉会

**【内川副会長】**慎重審議、大変お疲れさまでした。これで、第6回自治基本条例制定市民会議を閉会といたします。ありがとうございました。

以上